

Transgenic trial（とらとら） ボランティア会 会則

(名称)

第1条 この会は、**とらとら ボランティア会**（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、臨床試験（ヒト試験）を実施するために発会する。

2 本会は、社会の福祉に貢献しようとするものであり、その意思を持つ人々（以下「会員」という。）によって構成される。

(運営)

第3条 本会は、**㈱トランスジェニック 臨床本部 臨床研究部** が運営にあたる。

2 本会の運営にあたって、会員から会費等の金品の徴収を一切行わない。

(会員の資格)

第4条 会員は、本会の目的及び**㈱トランスジェニック**が参画する臨床試験の趣旨を理解し、所定の手続きを経て登録された20歳以上の男女とする。

(入会及び退会)

第5条 会員として登録しようとする者は、当該ボランティア会が発行する紙面への必要事項の記載またはインターネットを介した必要事項の入力により入会申請をし、本会事務局の承認を得るものとする。

2 会員が本会から退会することは自由であり、本人からの退会申請があった際は、会員の登録情報を抹消することができる。

3 入退会の完了時は、原則として E-mail による通知を行う。

(守秘義務)

第6条 会員は、試験案内及び試験参加により知り得たあらゆる試験の情報及び他会員の個人情報について守秘義務を有する。

2 本項の守秘義務は、本会から退会した後も適用されるものとする。

(会員資格の抹消)

第7条 会員が次の各号に該当することになった場合は、催告通知することなく登録を抹消することができる。

① 会員との連絡が取れなくなった場合。

② 本会の目的から著しく逸脱した場合。

③ 本会会則や公序良俗に反するなど、本会会員として不適切であると認められた場合。

(事業)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 新規会員の募集
- ② 新規会員向けの健康診断
- ③ 会員情報データベースの整備及び管理
- ④ 臨床試験の案内

(事務局)

第9条 本会の事務局は、(株)トランスジェニック 臨床本部 臨床研究部 に置く。

(会則の改廃)

第10条 会則の改廃は、本会事務局において行う。

- 2 会員より本会会則に関して疑義及び改訂の要望があった場合、その検討を含めて事務局が対応する。

(付則)

この会則は、2024年10月1日から施行する。